

平成 26 年 6 月 6 日

日本公認審判員 各位

鹿児島県バスケットボール協会
審判委員長 神 丸 一 祐

鹿児島県公認審判員の申請手続きについて（お知らせ）

入梅の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本県協会の普及と発展のためにご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、4月に開催致しました平成26年度公認審判員全体会の際に、県公認審判員制度の見直しについてご説明致しましたが、欠席された日本公認審判員の方もおいでになり、周知できていない状況であったため、改めてこの文書にてお知らせさせて頂きました。

当初は、今年度の県公認新規申請に限り5月末頃までと致しましたが、**締め切り日を6月15日（日）まで**に再設定させて頂きます。下記を参考に県公認審判員制度の変更点をご確認頂き、貴殿より県公認審判員に推薦されたい方がいらっしゃいましたら、申請手続きをして下さい。

申請手続きや何か不明な点等ございましたら、下記連絡先（上釜）までご連絡お願い致します。

<県公認審判員制度の見直し>

平成 26 年度より変更点

1. 申請は、更新・新規ともに3月のみとする。

ただし、今年度の新規申請は猶予期間として全体会での説明後5月末頃までの〆切とし、26年度中に県公認として活動する者は、この期間に新規申請を行わなければならない。

※再度6月15日（日）までとする。

2. ワッペンを日本公認同様、全体会での貸与（配付）し、永年使い続けてもらう。

- ・新規、再貸与の場合のみ実費を徴収する。
- ・現ワッペンは26年度まで、27年度に新ワッペン作成、および全県公認に貸与（配付）。

3. 登録料・手数料（2年¥5,000）を申請料（年¥2,000）とする。

4. 日本公認審判員の推薦者（指導員）を熟知させる。

- ・日本公認審判員と県公認審判員との連携を深める。

6月15日（日）までに



責任者（上釜）が申請書、申請料を確認後、ワッペンを配付する。



※ 推薦者・カテゴリー長・地区責任者が県公認審判員を掌握できるようにする。

※ 新規日本公認審査の受講資格について、県公認審判としての経験 1 年以上、および日本公認取得後本県在籍 1 年以上を撤廃する。

今年度の新規日本公認審査会は、**10/26(日)**に開催致します。

<連絡先>

鹿児島県バスケットボール協会
審判委員会 県公認事務局 上釜 代利子
携帯：090-7923-0486
携帯メール：chara-a-tun.1131@docomo.ne.jp
PC メール：y_snoopy_1131@yahoo.co.jp